

令和7年11月市議会定例会 総務委員会資料

所管事項調査

使用料に係る附属設備使用料及び減免等の取扱いについて

【目 次】	ページ
1 附属設備使用料の統一的な整理	2 ~ 5
2 附属設備使用料の減免	6 ~ 8
3 減免の統一的な整理	9 ~ 38
4 周知に関する今後のスケジュール	39 ~ 41

【別 冊】 減免一覧

【参考資料】 使用料・手数料の算定方針

財務部
各所管部局
令和7年11月

1 附属設備使用料の統一的な整理

(1) 基本的な考え方

ア 同種同規模の設備

附属設備の使用によって使用者が受ける便益は、同種同規模の設備であれば、施設によらず同一であることから、**附属設備使用料を原則統一**する。

イ 施設毎に異なる設備

スポーツ活動や文化活動等に使用する放送設備、舞台装置及び照明器具など、同種の設備であっても、施設によって規模や機能が異なるものについては、コストが異なるので、**施設毎の附属設備に応じた附属設備使用料を設定**する。

1 附属設備使用料の統一的な整理

(2) 改定案

ア 附属設備使用料を統一する主なもの

(ア) 複写機使用料

施設名	金額		理由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
▪ ふれあいセンター ▪ 図書館	▪ 白 黒 : 10円 ▪ カラー : 50円	▪ 白 黒 : 10円 ▪ カラー : 50円	不特定多数の利用者が使用するものであり、どの場所でも受ける便益は同一であることから、統一料金とすることとし、長崎市情報公開条例施行規則の写しの交付手数料の再算定結果と同額とする。

(イ) 机・椅子

施設名	金額		理由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
▪ 総合プール	▪ 机 : 20円 ▪ 椅子 : 10円	廃止	附属設備に係るコストは、施設使用料の算定コストに包含するため。
▪ 深堀体育館	▪ 長机 : 83円 ▪ 椅子 : 20円	廃止	

1 附属設備使用料の統一的な整理

(2) 改定案

イ 附属設備使用料を統一しない主なもの

(ア) 複写機使用料

施設名	金額		理由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
■市民活動センター	<p>【A4】</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 白 黒 : 1.68円▪ カラー : 6.36円 <p>【A3】</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 白 黒 : 2.59円▪ カラー : 7.28円	<p>【A3以下】</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 白 黒 : 5円▪ カラー : 10円	特定の利用者が使用するものであることから、使用料は統一せず、利用者の実費負担相当額とする考え方のもと、独自料金を設定する。

(イ) 机・椅子

施設名	金額		理由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
■市民会館	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 125円▪ 補助椅子 : 31円	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 60円▪ 椅 子 : 20円	コストに基づく算定をしたものや他都市の類似ホールの平均額に合わせたものがあるため。
■原爆資料館 (ホール)	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 125円▪ 椅 子 : 31円	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 100円▪ 椅 子 : 30円	

1 附属設備使用料の統一的な整理

(2) 改定案

イ 附属設備使用料を統一しない主なもの

(ウ) 放送設備（音響拡声装置）

施設名	金額		理由
	現行（～R8.3.31）	改定案（R8.4.1～）	
ブリックホール	4,190円	6,950円	コストに基づく算定をしたものや他都市の類似ホールの平均額に合わせたものがあるため。
市民会館 (文化ホール)	3,237円	2,810円	
原爆資料館 (ホール)	3,876円	3,870円	

(エ) 照明器具（スポットライト）

施設名	金額		理由
	現行（～R8.3.31）	改定案（R8.4.1～）	
ブリックホール (1.5kw)	523円	520円	コストに基づく算定をしたものや他都市の類似ホールの平均額に合わせたものがあるため。
市民体育館 (1.0kw)	429円	280円	
原爆資料館（ホール） (0.5kw)	314円	320円	

2 附属設備使用料の減免

(1) 基本的な考え方

原則減免しない。

ただし、次の場合は減免可能とする。

減免対象	減免の対象となる附属設備	減免率
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	全ての附属設備 ※貨幣を直接投入して使用する附屬設備（コインロッカーなど）を除く。	100%
(イ) その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定めるもの	市長が別に定める額

2 附属設備使用料の減免

(2) 改定案

ア 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき

施設カテゴリー	施設名
文化財	■ グラバー園 ■ 旧香港上海銀行長崎支店記念館 ■ 出島 ■ 心田庵
レクリエーション施設	■ 体験の森 ■ 野母崎高浜海岸交流施設 ■ 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、ふれあいキャンプ場）
スポーツ施設	■ 市民体育館 ■ 市民総合プール ■ 都市公園（7施設）
博物館	■ 科学館
ホール型施設	■ 市民生活プラザ ■ 市民会館（文化ホール） ■ 野外ステージ（稻佐山公園）
コミュニティ活動施設	■ ふれあいセンター（31施設） ■ 錢座地区コミュニティセンター ■ 公民館（16施設） ■ 文化センター（3施設） ■ 市民センター（5施設） ■ 農業活性化センター（2施設）
自主学習・研修施設	■ 三和少年交流センター（元宮公園）
図書館	■ 図書館

2 附属設備使用料の減免

(2) 改定案

イ その他市長が特に必要と認めるとき

施設 カテゴリー	施設名	減免の対象 となる附属設備	減免率	減免内容
ホール型施設	ブリックホール	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 本市 (芸術文化の振興又は国際交流の推進に資する行事)▪ 本市の機関 (芸術文化の振興又は国際交流の推進に資する行事)
	チトセピアホール	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 本市 (文化活動の振興に資する行事)▪ 本市の機関 (文化活動の振興に資する行事)
	平和会館 (平和公園)	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 本市(平和事業等)▪ 学校【市外含む】 (被爆体験講話)▪ 長崎平和推進協会主催事業 (平和事業)
	原爆資料館 (ホール)	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 本市(平和事業等)▪ 学校【市外含む】 (被爆体験講話)▪ 長崎平和推進協会主催事業 (平和事業)
	出島メッセ長崎	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 本市及び本市の機関が主催する市長が別に定める行 事に利用するとき<ul style="list-style-type: none">• 市制施行記念式典• 長崎原爆犠牲者慰靈平和祈念式典• 成人式▪ MICEアンバサダー会議▪ 出島メッセ運営センターとの協議

3 減免の統一的な整理

(1) 基本的な考え方

ア 減免の適用

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**である。このため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

イ 減免の内容と実施施設の統一

減免は、「**市が推進する施策**に貢献できる公益性が認められる『**合理的な理由**』がある場合」のみ実施することから、原則、実施する減免は同一カテゴリー内で統一する。

3 減免の統一的な整理

(1) 基本的な考え方

ウ 合理的な理由

項目	減免率
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合	
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%
(イ) 国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	100%
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合	
(ア) 特定の者が施設を利用する場合	
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	本市に在住する者 100% 本市に在住する者以外の者 50% ※駐車場は50%減免に統一
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合	
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	コミュニティ活動施設 100%
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき（イ- (イ) - a を除く。）	その他 50%

3 減免の統一的な整理

(1) 基本的な考え方

ウ 合理的な理由

項目	減免率
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合	
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合	
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）	100%
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	コミュニティ活動施設 100%
e 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	その他 50%
f 本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%
g 本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%
(ウ) その他	
市長が特に必要と認めるとき	100% or 50%

※営利目的等で利用する場合は減免できない。

3 減免の統一的な整理

(2) 施設一覧 【総務委員会所管】

施設カテゴリー	施設名
健康増進・入浴施設 (公衆浴場以外)	▪ 健康づくりセンター
レクリエーション施設	▪ 黒崎海岸有料シャワー施設 【減免なし】
墓地等	▪ 墓地（浦上墓地、昭和墓地、住吉墓地、家野墓地、香焼中央墓地、大浦国際墓地 坂本国際墓地） 【減免なし】
市営宿泊施設	▪ 外海ふるさと交流センター ▪ 池島中央会館
スポーツ施設	▪ 体育館（諏訪体育館、三重体育館、深堀体育館、三和体育館、琴海南部体育館） ▪ 長崎のもざき恐竜パーク体育館 ▪ プール（市民総合プール、市民神の島プール、網場プール、小ヶ倉プール） ▪ アーチェリー場
博物館	▪ 遠藤周作文学館
ホール型施設	▪ ブリックホール ▪ チトセピアホール
健康増進・入浴施設 (公衆浴場)	▪ 高島浴場 【減免なし】 ▪ 池島港浴場 【減免なし】
火葬場	▪ もみじ谷葬斎場
コミュニティ活動施設	▪ ふれあいセンター（31施設） ▪ 錢座地区コミュニティセンター ▪ 市民センター（5施設） ▪ 離島振興センター（3施設） ▪ 農業活性化センター（2施設）
市民活動施設	▪ 市民活動センター

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 健康づくりセンター（貸館）<ul style="list-style-type: none">・多目的室・研修室・調理実習室	<ul style="list-style-type: none">▪ 健康づくりセンター（入館）・浴場・健康増進室 <p>（理由） 健康増進・入浴施設であるため。</p>
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ア) 特定の者が施設を利用する場合			
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	市内 100% 市外 50%	<ul style="list-style-type: none">▪ 健康づくりセンター（入館）<ul style="list-style-type: none">・浴場・健康増進室	<ul style="list-style-type: none">▪ 健康づくりセンター（貸館）・多目的室・研修室・調理実習室 <p>（理由） 貸出スペース毎で使用する貸館施設であることから、個人の特性に応じた減免はしないため。 ※以下「貸館施設であるため。」という。</p>

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 健康づくりセンター（貸館）<ul style="list-style-type: none">・多目的室・研修室・調理実習室	<ul style="list-style-type: none">▪ 健康づくりセンター（入館）<ul style="list-style-type: none">・浴場・健康増進室 <p>（理由） 個人単位で使用する入館施設であることから、団体の特性に応じた減免はしないため。 ※以下「入館施設であるため。」という。</p>
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 健康づくりセンター（貸館）<ul style="list-style-type: none">・多目的室・研修室・調理実習室	<ul style="list-style-type: none">▪ 健康づくりセンター（入館）<ul style="list-style-type: none">・浴場・健康増進室
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%		<p>（理由） 健康増進・入浴施設であるため。</p>

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
施設に登録する自主学習グループ	50%	<ul style="list-style-type: none">▪ 健康づくりセンター（貸館）<ul style="list-style-type: none">・多目的室・研修室・調理実習室	<ul style="list-style-type: none">▪ 健康づくりセンター（入館）<ul style="list-style-type: none">・浴場・健康増進室 <p>（理由） 自主学習で使用しないため。</p>
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none">▪ 健康づくりセンター（入館）<ul style="list-style-type: none">・浴場・健康増進室▪ 健康づくりセンター（貸館）<ul style="list-style-type: none">・多目的室・研修室・調理実習室	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

イ 市営宿泊施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 外海ふるさと交流センター（会議室）▪ 池島中央会館（会議室）	<ul style="list-style-type: none">▪ 外海ふるさと交流センター（宿泊室）▪ 池島中央会館（宿泊室） <p>（理由）宿泊施設であるため。</p>
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 外海ふるさと交流センター（会議室）▪ 池島中央会館（会議室）	<ul style="list-style-type: none">▪ 外海ふるさと交流センター（宿泊室）▪ 池島中央会館（宿泊室） <p>（理由）宿泊施設であるため。</p>
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	50%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

イ 市営宿泊施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	100%	▪ 外海ふるさと交流センター(会議室) ▪ 池島中央会館(会議室)	▪ 外海ふるさと交流センター(宿泊室) ▪ 池島中央会館(宿泊室) (理由) 宿泊施設であるため。
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

イ 市営宿泊施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
e 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none">▪ 外海ふるさと交流センター（会議室）▪ 池島中央会館（会議室）	<ul style="list-style-type: none">▪ 外海ふるさと交流センター（宿泊室）▪ 池島中央会館（宿泊室） <p>（理由） 宿泊施設であるため。</p>
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none">▪ 外海ふるさと交流センター（会議室）▪ 池島中央会館（会議室）	<ul style="list-style-type: none">▪ 外海ふるさと交流センター（宿泊室）▪ 池島中央会館（宿泊室） <p>（理由） 宿泊施設であるため。</p>

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ウ スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(方針を類推) (ア) 本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び本市が主催又は共催する事業で施設を行事で利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 体育館▪ 長崎のもざき恐竜パーク体育館▪ プール▪ アーチェリー場 <p>※他のスポーツ施設と同様</p>	<ul style="list-style-type: none">▪ 神の島プール（浴室） <p>(理由)</p> <p>浴室であるため。</p>
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ア) 特定の者が施設を利用する場合			
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	市内 100% 市外 50%	<ul style="list-style-type: none">▪ プール（入館）▪ アーチェリー場（入館） <p>※他のスポーツ施設（入館）と同様</p>	<ul style="list-style-type: none">▪ 体育館▪ 長崎のもざき恐竜パーク体育館▪ プール（貸館）▪ アーチェリー場（貸館） <p>※他のスポーツ施設（貸館）も同様</p> <p>(理由)</p> <p>貸館施設であるため。</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 神の島プール（浴室） <p>(理由)</p> <p>浴室であるため。</p>

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ウ スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
(方針を類推) a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき	50%	▪ 体育館 ▪ 長崎のもざき恐竜パーク体育館 ▪ プール ▪ アーチェリー場 ※他のスポーツ施設（貸館）と同様	▪ プール（入館） ▪ アーチェリー場（入館） (理由) 入館施設であるため。 ▪ 神の島プール（浴室） (理由) 浴室であるため。
(方針を類推) b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を行事で利用するとき	50%	▪ 体育館 ▪ 長崎のもざき恐竜パーク体育館 ▪ プール ▪ アーチェリー場 ※他のスポーツ施設と同様	▪ 神の島プール（浴室） (理由) 浴室であるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ウ スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 体育館▪ 長崎のもざき恐竜パーク体育館▪ プール▪ アーチェリー場※他のスポーツ施設と同様	<ul style="list-style-type: none">▪ 神の島プール (浴室) (理由) 浴室であるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ウ スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
(方針を類推) d 社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で施設を行事で利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none">▪ 体育館▪ 長崎のもざき恐竜パーク体育館▪ プール▪ アーチェリー場※他のスポーツ施設と同様	<ul style="list-style-type: none">▪ 神の島プール（浴室） (理由) 浴室であるため。
(方針を類推) e 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で施設を行事で利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none">▪ 体育館▪ 長崎のもざき恐竜パーク体育館▪ プール▪ アーチェリー場※他のスポーツ施設と同様	
(方針を類推) g 本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で施設を行事で利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none">▪ 体育館▪ 長崎のもざき恐竜パーク体育館▪ プール▪ アーチェリー場※他のスポーツ施設と同様	

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ウ スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
7月21日から8月31日までの間において、小榎小学校区の区域内に住所を有する児童で構成する団体が、神の島プール（神の島プールの浴室及び和室を除く。）を利用する（当該期間内における利用が、20回までの利用に限る。）するとき。	100%	市民神の島プール（プール）	▪ 対象施設以外すべて (理 由) 本減免は地域還元策の一環であるため。
地域住民（木鉢、神の島など）	50%		
小榎小の児童、西泊中の生徒	50%		
地域住民（木鉢、神の島など）かつ60歳以上が浴室を使うとき	100%	市民神の島プール（浴室）	▪ 対象施設以外すべて (理 由) 本減免は地域還元策の一環であるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ウ スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
別で定める団体がこれに対応する体育館を利用する時	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 深堀体育館▪ 三重体育館	<ul style="list-style-type: none">▪ 対象施設以外すべて (理由) 本減免は地域還元策の一環であるため。
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none">▪ 体育館▪ 長崎のもざき恐竜パーク体育館▪ プール▪ アーチェリー場 <p>※他のスポーツ施設と同様</p>	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 博物館

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	▪遠藤周作文学館	なし
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ア) 特定の者が施設を利用する場合			
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	市内 100% 市外 50%	▪遠藤周作文学館 ※他の博物館と同様	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 博物館

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	100%	▪ 遠藤周作文学館 ※他の博物館と同様	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 博物館

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
長崎検定3級以上の合格者で、観光客の案内で利用すると確認できる場合	100%	▪ 遠藤周作文学館 ※他の博物館と同様 (科学館・恐竜博物館を除く)	▪ 科学館 ▪ 恐竜博物館 (理由) 教育的性格が強いことから、観光施策としての減免は実施しないこととしているため。
さるくガイド及びボランティアガイドで、観光客の案内で利用すると確認できる場合	100%	▪ 遠藤周作文学館 ※他の博物館と同様 (科学館を除く)	▪ 科学館 (理由) 恐竜博物館について、恐竜に特化した博物館は、全国的に数が少ないため、県外に情報発信することで、一定県外からの集客が見込まれることから、減免することとする。 科学館については、主な利用者が市内近郊に住む方であることから、実施しない。
長崎市観光大使等が観光大使の活動で利用すると確認できる場合	100%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 博物館

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
次の高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生（在留資格が「留学」の者） ・長崎大学 ・長崎総合科学大学 ・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国語大学 ・長崎県立大学シーボルト校 ・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等	100%	▪ 遠藤周作文学館 ※他の博物館と同様	なし
市長が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	市長が定める額	▪ 遠藤周作文学館 ※他の博物館と同様 (科学館・恐竜博物館を除く)	▪ 科学館 ▪ 恐竜博物館 (理由) 直営施設ではないため。
資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	100%	▪ 遠藤周作文学館 ※模写等使用料がある他の博物館と同様	▪ 科学館 ▪ 恐竜博物館 (理由) 模写等使用料が設定されていないため。
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	▪ 遠藤周作文学館 ※他の博物館と同様	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(方針を類推) (ア) 本市又は本市の機関が主催する芸術文化の振興又は国際交流の推進に資する行事に利用するとき	100%		▪ 他のホール型施設 (理由) 設置目的(ブリックホール:芸術文化の振興又は国際交流の推進)が異なるため。
(方針を類推) (ア) 本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき (芸術文化の振興及び国際交流の推進に資するもの以外)	50%	▪ ブリックホール	
(方針を類推) (ア) 本市又は本市の機関が主催する文化活動の振興に資する行事に利用するとき	100%		▪ 他のホール型施設 (理由) 設置目的(チトセピアホール:文化活動の振興)が異なるため。
(方針を類推) (ア) 本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき (文化活動の振興に資するもの以外)	50%	▪ チトセピアホール	

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ブリックホール ▪ チトセピアホール <p>※他のホール型施設と同様</p>	なし
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	50%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ブリックホール ▪ チトセピアホール 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市民会館（文化ホール） ▪ 市民生活プラザ ▪ 野外ステージ（稻佐山公園） <p>※内容は同一であるが、減免率が異なる（100%） (理由) ブリックホールとチトセピアホールについては、本市や本市の機関が施設の設置目的に資する場合については、減免率100%とするが、それ以外の減免率は50%と整理したため（その他市長が特に必要と認めるときを除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 平和会館（平和公園） (理由) 平和の推進に特化した独自の減免規定を設けるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ブリックホール ▪ チトセピアホール <p>※他のホール型施設と同様</p>	なし
f 本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ブリックホール ▪ チトセピアホール <p>※他のホール型施設と同様</p>	なし
(方針を類推) f 本市に登録する市民文化団体が、練習のため、大ホール及び国際会議場のステージを空き時間に利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ブリックホール 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 他のホール型施設 (理由) 設置目的(ブリックホール:芸術文化の振興又は国際交流の推進)が異なるため。
(方針を類推) f 本市に登録する市民文化団体が、練習のため、ホールのステージを空き時間に利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ チトセピアホール 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 他のホール型施設 (理由) 設置目的(チトセピアホール:文化活動の振興)が異なるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none">▪ ブリックホール▪ チトセピアホール <p>※他のホール型施設と同様</p>	なし
ブリックホールは公会堂廃止条例付帯決議により、市民の芸術文化活動を支援するため、公会堂廃止後の平成27年度から新たな文化施設が開館するまでの間は、公会堂利用時との価格差が生じないように使用料の減免を継続することとしている。	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none">▪ ブリックホール	<ul style="list-style-type: none">▪ 他のホール型施設 (理由) 公会堂廃止条例付帯決議によって減免する施設はブリックホールのみであるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

火葬場

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	・もみじ谷葬斎場	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

キ コミュニティ活動施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ ふれあいセンター（31施設）▪ 銭座地区コミュニティセンター▪ 市民センター（5施設）▪ 離島振興センター（3施設）▪ 農業活性化センター（2施設）※他のコミュニティ活動施設と同様	なし
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ ふれあいセンター（31施設）▪ 銭座地区コミュニティセンター▪ 市民センター（5施設）▪ 離島振興センター（3施設）▪ 農業活性化センター（2施設）※他のコミュニティ活動施設と同様	なし
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	100%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

キ コミュニティ活動施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	100%	▪ ふれあいセンター（31施設） ▪ 錢座地区コミュニティセンター ▪ 市民センター（5施設） ▪ 離島振興センター（3施設） ▪ 農業活性化センター（2施設） ※他のコミュニティ活動施設と同様	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

キ コミュニティ活動施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ ふれあいセンター（31施設）▪ 錦座地区コミュニティセンター▪ 市民センター（5施設）▪ 離島振興センター（3施設）▪ 農業活性化センター（2施設） <p>※他のコミュニティ活動施設と同様</p>	なし
e 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	100%		
f 本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

キ コミュニティ活動施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
本市に所在する農業団体が、その目的達成のための活動で利用するとき	100%	▪ 農業活性化センター（2施設）	▪ その他のコミュニティ活動施設 (理 由) 施設固有の減免であるため。
施設に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき	50%	▪ ふれあいセンター（31施設） ▪ 銭座地区コミュニティセンター ▪ 市民センター（5施設） ▪ 離島振興センター（3施設） ▪ 農業活性化センター（2施設） ※他のコミュニティ活動施設と同様	なし
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ク 市民活動施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	■ 市民活動センター ※他の市民活動施設も同様	なし
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
本市に登録する市民活動を行う団体がその目的達成のための活動に利用するとき	50%	■ 市民活動センター	■ 男女共同参画推進センター（理由） 市民活動センター個別の減免であるため。
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	■ 市民活動センター ※他の市民活動施設も同様	なし

4 周知方法に関する今後のスケジュール

(1) 全体イメージ

準備

指定管理者

本市

担当	内容	手法	10月	11月	12月	1月	2月	3月
財政課	▪ 全体の考え方 ▪ 改定額一覧	HP		周 知 【条例改正内容】	使用料・手数料の関連予算・減免等の報告（11月議会）	条例施行規則公布（減免・附屬設備使用料）	周 知（使用料・減免など）	
	▪ 全体の考え方	広報ながさき		配 布 【HPへ誘導】			配 布	
		SNS		周 知 【HPへ誘導】			周 知（使用料・減免など）	
施設所管課	▪ 施設使用料の改定額	テレビ(youtube)		検 討	条例施行規則公布（減免・附屬設備使用料）	導入施設の利用料金確定期限	周 知（使用料・減免など）	
		施設での周 知					周 知（使用料・減免など）	
		SNS					周 知（使用料・減免など）	
		施設HP					周 知（使用料・減免など）	
	指 定 管理者		利用料金検討・確定				周 知（使用料・減免など）	

4 周知方法に関する今後のスケジュール

(2) 運営形態別

準備

指定管理者

本市

担当	内容	手法	10月	11月	12月	1月	2月	3月
直営施設	施設使用料の改定額	各施設のH.P			条例施行規則公布（減免・手数料の関連予算・附屬設備使用料）	周知（使用料・減免など）		
		SNS				周知（使用料・減免など）		
		施設での周知				周知（使用料・減免など）		
		関係団体				必要に応じて情報共有・協議		
指定管理者導入施設	施設利用料金の改定額	利用料金の決定			利用料金確定期限（11月議会）	周知期間は最低3か月を確保		
		各施設のH.P				周知（利用料金・減免など）		
		SNS				周知（利用料金・減免など）		
		施設での周知				周知（利用料金・減免など）		
		関係団体				必要に応じて情報共有・協議		

4 周知方法に関する今後のスケジュール

(3) 手数料の周知

本 市

担当	内 容	手 法	10月	11月	12月	1月	2月	3月
手数料 関係課	手数料の 改定額	H P				周知（手数料）		
		窓口での 周 知				周知（手数料）		
		関係団体				必要に応じて情報共有・協議		

使用料
・
(11
月
議会)
手
数
料
の
関
連
予
算